

東北吹奏楽連盟

規約

第1章 総 則

(名 称)

第1条 本連盟は、東北吹奏楽連盟と称する。

(事務局)

第2条 本連盟は、事務局を理事長所在地におく。

(組 織)

第3条 本連盟は、宮城、岩手、青森、秋田、山形、福島、の各県吹奏楽連盟により組織する。

第2章 目的および事業

(目 的)

第4条 本連盟は、一般社団法人全日本吹奏楽連盟の掲げる目的に則して、吹奏楽およびマーチングの普及発展を目的とする。

(事 業)

第5条 本連盟は、前条の目的を達するために次の事業を行う。

- ① 会議（理事会、常任理事会、その他）の開催
- ② 東北吹奏楽コンクールの開催
- ③ 東北マーチングコンテストの開催
- ④ 東北アンサンブルコンテストの開催
- ⑤ 吹奏楽指導者講習会の開催
- ⑥ マーチング講習会の開催
- ⑦ 吹奏楽祭の開催
- ⑧ その他、目的を達成するために必要な事業

第3章 役員および事務局

(役 員)

第6条 本連盟に次の役員を置く。

理事長（支部長）	1名
副理事長（副支部長）	若干名
理事	若干名
監事	2名

理事より6名の常任理事を置く。

(役員を選任)

第7条 理事長は、別に定める規定により選出し、理事会で承認する。

- 2 副理事長は、理事長が委嘱する。
- 3 理事は、各県吹奏楽連盟の理事長、事務局長、および各県の総会で承認された者とする。
- 4 学識経験者を理事に加えることができる。~~ただし、学識経験者の数は理事総数の2分の1を超えてはならない。~~
- 5 常任理事は、各県理事長があたる。
- 6 監事は、理事会で選任する。

(役員の職務)

第8条 理事長は、連盟の業務を総理し、この連盟を代表する。

2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるときはその職務を代理する。

3 常任理事は、理事会の議による会務を遂行する。

4 理事は、理事会を組織し、連盟運営を審議し執行する。

5 監事は、事業の運営ならびに会計を監査する。

(役員の任期)

第9条 役員の任期は2年とし、再任を妨げない。

2 補欠または増員により選任された役員の任期は、前任者または後任者の残任期間とする。

(事務局)

第10条 連盟の業務を処理するため事務局をおく。

2 事務局には事務局長1名、事務局次長、事務局員をおく。

3 事務局長および事務局次長は理事長が任免する。

4 事務局員は、事務局長が任免する。

5 事務局員は、有給とすることができる。

第4章 名誉会長・顧問および相談役

(名誉会長)

第11条 本連盟に名誉会長をおくことができる。名誉会長は、理事会の議決により推戴する。

(顧問および相談役)

第12条 本連盟に顧問および相談役をおくことができる。

2 顧問および相談役は、理事会において推薦し理事長が委嘱する。

3 顧問および相談役は、理事会または理事長の諮問機関とする。

第5章 会 議

(会議の種類)

第13条 会議は、理事会、三役会、常任理事会、事務局長会、事業別実行委員会とする。

(理事会の招集)

第14条 理事会は、理事長、副理事長、理事、監事および事務局により組織し理事長がこれを招集する。

2 理事会は毎年3回開催する。ただし、理事長が必要と認めたとき、および理事総数の3分の1以上から請求されたときに招集する。

(三役会の招集)

第15条 三役会は、理事長、副理事長、事務局長により組織し、理事長が随時招集し業務を遂行する。ただし、理事長は必要と認めたものの出席を求めることができる。

(常任理事会の招集)

第16条 常任理事会は、理事長、副理事長、常任理事および事務局により組織し、理事長が随時招集し業務を遂行する。

(事務局長会)

第17条 事務局長会は、各県事務局長、監事および事務局により組織し、理事長が随時招集し業務を遂行する。

(事業別実行委員会の招集)

第18条 一般社団法人全日本吹奏楽連盟、東日本学校吹奏楽大会企画委員会の主催する事業の主管連盟となった場合および本連盟の主催する事業ごとに実行委員会を組織し、理事長が随時招集し事業を遂行する。

(会議の定足数)

第19条 会議は、その構成員の3分の2以上の出席により成立する。ただし、委任状によってあらかじめ意思を表示した者は出席者とみなす。

2 会議の議決は過半数により決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(会議の議決事項)

第20条 理事会に付議すべき事項

- ① 事業報告および計画
- ② 予算および決算
- ③ 役員、監事の選任
- ④ 規約・規定の改正
- ⑤ 名誉会長、顧問および相談役などの推薦に関する事
- ⑥ 規約・規定の細則に関する事
- ⑦ その他、必要な事項

第21条 三役会に付議すべき事項

- ① この連盟の業務遂行に関する事項
- ② 理事会に付議すべき事項
- ③ その他、必要な事項

第22条 常任理事会に付議すべき事項

- ① 事業遂行に関する事
- ② 予算の運用に関する事
- ③ 一般社団法人全日本吹奏楽連盟、およびその他の文化団体との連絡に関する事
- ④ その他、特に重要な事項

第23条 事務局長会に付議すべき事項

- ① 各県連盟の連絡調整に関する事
- ② その他、必要な事項

第24条 事業別実行委員会に付議すべき事項

- ① 事業企画、運営の計画とその実施
- ② 会計の実施
- ③ その他、必要な事項

第6章 各県吹奏楽連盟

(県連盟)

第25条 各県吹奏楽連盟は、一般社団法人全日本吹奏楽連盟の会員連盟となり、東北吹奏楽連盟に属する。なお、加盟する団体は全日本吹奏楽連盟が定める「加盟団体に関する登録規定」に準拠しなければならない。

第26条 東北吹奏楽連盟に加盟する各県吹奏楽連盟は、毎年1回それぞれ総会を開き、その決定に基づく下記の書類を毎年各2通5月末日までに本連盟に提出しなければならない。

- ① 加盟団体数、および事務局所在地
- ② 役員組織一覧表
- ③ 事業計画、および予算

④ 前年度の事業報告, および会計報告

第27条 各県吹奏楽連盟は, 毎年6月末日までにその年度の負担金を1団体1,500円(全日本負担金500円, 東北吹奏楽連盟負担金1,000円)を加盟団体数により納入する。

第7章 会 計

(経費の支弁)

第28条 本連盟の経費は, 負担金, 事業収入, 補助金, その他の収入により支弁する。

(会計年度)

第29条 本連盟の会計年度は, 毎年4月1日に始まり, 翌年3月31日に終わる。

第8章 そ の 他

(規定および細則)

第30条 本規約の実行に必要な規定および細則は, 理事会の議決により別に定める。

(改定)

第31条 本規約の改定は, 理事会出席者の3分の2以上により決する。

附 則

この規約は, 平成15年12月6日より実施する。

この規約は, 平成18年4月22日一部規約改定。

この規約は, 平成20年12月6日一部規約改定。

この規約は, 平成22年12月4日一部規約改定。

この規約は, 平成25年4月27日一部規約改定。

この規約は, 平成27年4月25日一部規約改定。

この規約は, 平成30年2月3日一部規約改定。

この規約は, 令和3年4月24日一部規約改定。

この規約は, 令和7年4月19日一部規約改定。

東北吹奏楽連盟役員の選出に関する規定

(規定の趣旨)

第1条 この規定は、規約第6条に定める理事長の選出に基づき、理事長選出について必要な事項を定める。

(理事長の選出)

第2条 理事長の選出は、東北吹奏楽連盟（以下「本連盟」）の第1回理事会において選挙を行う。

(選挙管理委員会)

第3条 選挙の事務は、選挙管理委員会（以下「選管委」）が行う。選管委の事務は、本連盟の事務局長が行う。

2 委員は3名とし、本連盟の事務局長と監事2名が行う。委員長は委員の互選とする。

(理事長の資格)

第4条 理事長の資格は、吹奏楽活動、音楽教育、作曲・指揮などの経験が豊かであり、会員連盟の理事長または現理事長とする。

(選挙の告示)

第5条 理事長選挙の告示は、第1回理事会の1か月前までに行う。

(候補者の告示)

第6条 候補者は、氏名、吹奏楽活動・音楽教育・作曲・編曲の活動歴、抱負等を記載した立候補用紙を、選管委に届けるものとする。

2 受付期間は、告示日より第1回理事会の2週間前までに行う。

(選挙広報)

第7条 選管委は、候補者の氏名、吹奏楽活動・音楽教育・作曲・編曲の活動歴、抱負等を記載した立候補用紙の写しを第1回理事会の1週間前までに、常任理事と理事に送付する。

(投票権)

第8条 投票権は、選挙の行われる第1回理事会に出席した常任理事と理事のみとし、代理投票は認めない。

(選挙の方法)

第9条 選挙は、候補者から提出された、吹奏楽活動・音楽教育・作曲・編曲の活動歴、抱負等を記載した立候補用紙に基づき、適任者1名を選出する。

(投票の方法)

第10条 投票は、すべて無記名で行う。

2 立候補が1名の場合は、投票を行わない。

(開票)

第11条 投票終了後、ただちに選管委のもとにおいて開票する。

2 選管委は、投票総数の確認・有効無効の区分をし、候補者別得票数を数え、これを記録する。

(当選人の決定)

第12条 投票の賛否は過半数を持って決し、賛否同数の場合は、委員長の決する方法による。

(選挙活動)

第13条 選挙にあたり、選挙活動は行わない。

(規定の改定)

第14条 この規定は、理事会の議決を経なければ、改定することはできない。

附 則

この規定は、令和2年12月5日から実施する。

この規定は、令和3年4月24日一部規定改定

この規定は、令和4年4月23日一部規定改定

全日本吹奏楽連盟役員の選出に関する規定

(規定の趣旨)

第1条 この規定は、全日本吹奏楽連盟（以下「全日本」という）の役員選挙に関する規定（平成24年11月16日改正，以下「全日本規定」）に基づき、全日本の役員選出について必要な事項を定める。

(役員の選出)

第2条 役員の選出は、東北吹奏楽連盟（以下「本連盟」）の第1回理事会において選挙を行う。

(選挙管理委員会)

第3条 選挙の事務は、選挙管理委員会（以下「選管委」）が行う。選管委の事務は、本連盟の事務局長が行う。

2 委員は3名とし、本連盟の事務局長と監事2名が行う。委員長は委員の互選とする。

(役員の資格)

第4条 全日本の役員の資格は、全日本規定に基づき、吹奏楽活動、音楽教育、作曲・指揮などの経験が豊かであり、吹奏楽連盟の目的に賛同する者。

2 本連盟の役員である者。

(選挙の告示)

第5条 役員選挙の告示は、第1回理事会の1か月前までに行う。

(候補者の告示)

第6条 全日本規定に基づき、候補者は、氏名、吹奏楽活動・音楽教育・作曲・編曲の活動歴、抱負等を記載した立候補用紙を、選管委に届けるものとする。

2 受付期間は、告示日より第1回理事会の2週間前までに行う。

(選挙広報)

第7条 選管委は、候補者の氏名、吹奏楽活動・音楽教育・作曲・編曲の活動歴、抱負等を記載した立候補用紙の写しを第1回理事会の1週間前までに、常任理事と理事に送付する。

(投票権)

第8条 投票権は、選挙の行われる第1回理事会に出席した常任理事と理事のみとし、代理投票は認めない。

(選挙の方法)

第9条 選挙は、候補者から提出された、吹奏楽活動・音楽教育・作曲・編曲の活動歴、抱負等を記載した立候補用紙に基づき、適任者2名を選出する。

(投票の方法)

第10条 投票は、すべて無記名で行う。

2 立候補が2名の場合は、投票を行わない。

(開 票)

第11条 投票終了後、ただちに選管委のもとにおいて開票する。

2 選管委は、投票総数の確認・有効無効の区分をし、候補者別得票数を数え、これを記録する。

(当選人の決定)

第12条 投票の賛否は過半数を持って決し、賛否同数の場合は、委員長の決する方法による。

(選挙活動)

第13条 役員選挙にあたり、選挙活動は行わない。

(規定の改定)

第14条 この規定は、理事会の議決を経なければ、改定することはできない。

附 則

この規定は、平成26年12月6日から実施する。

この規定は、令和3年4月24日一部規定改定